

表 自己負担限度額(70歳未満の人の場合)(月額)

所得区分	総所得金額等(※3)	3回目まで		4回目以降(※1)
		上位所得者(※2)	901万円超	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1/10
	600万円超 901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1/10	93,000円	
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1/10	44,400円	
	210万円以下	57,600円	44,400円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	

<参考> ■自己負担限度額(70歳以上の人の場合)(月額)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(※4)	44,000円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1/10(※5)
一般	12,000円	44,000円
低所得者Ⅱ(※6)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(※7)	8,000円	15,000円

- ※1 過去12カ月で、一つの世帯での支給が4回以上あった場合
- ※2 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超える世帯所得の申告がない場合は、901万円超の限度額が適用されます
- ※3 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」
- ※4 3割負担の人
- ※5 過去12カ月に限度額を超える月が4回以上あった場合は、4回目以降は44,400円
- ※6 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯の人(低所得者Ⅰを除く)
- ※7 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で所得のない世帯の人

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

金融機関のキャッシュカードを使って、市役所窓口で口座振替の申し込みができます。

●利用できる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行

●用意するもの

- ・上記金融機関のキャッシュカード
- ・本人確認書類 ※口座届出印は不要です

●手続き

- ①口座振替契約受付確認書の記入
- ②専用端末にキャッシュカードを通して、キャッシュカードの暗証番号を入力
- ③登録内容を確認して手続き完了。控えをお渡しします

※注意 クレジットカードはご利用いただけません



平成29年度の人間ドック受診補助申込を4月12日(水)から開始します。

詳しい内容は今後の広報じょうように掲載予定ですので、内容をご確認の上、お申し込みください。

平成29年度の人間ドック補助について

70歳未満の人と70歳以上で住民税非課税世帯の人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、手続きをお願います。

その他	国保をやめるとき		国保に入るとき	
	生活保護を受けるようになったとき	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険に入ったとき	生活保護を受けなくなったとき
外国人の方がやめるとき	外国人の方がやめるとき	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険をやめたとき	外国人の方が入るとき
市内で住所が変わったとき	市内で住所が変わったとき	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険をやめたとき	外国人の方が入るとき
世帯主や氏名が変わったとき	世帯主や氏名が変わったとき	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険をやめたとき	外国人の方が入るとき
世帯主や氏名が変わったとき	世帯主や氏名が変わったとき	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険をやめたとき	外国人の方が入るとき
修学のため、別に住所を定めたとき	修学のため、別に住所を定めたとき	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険をやめたとき	外国人の方が入るとき
被保険者証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	被保険者証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険をやめたとき	外国人の方が入るとき

高齢受給者証などの受給者証や、その他認定証をお持ちの人は被保険者証とともに持参してください

非自発的失業者の国保料

会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料などが軽減される場合があります。

△対象▽

- ①非自発的失業者
- ②失業時65歳未満の人
- ③「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄に11・12・21・22・23・

高額療養費の申請について

1カ月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額(左表参照)を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。この支給を受けるためには申請が必要です。

△申請に必要なもの▽

- ・被保険者証
 - ・はんこ
 - ・領収書
 - ・振込先に分かるもの(通帳など)
- 申請には、お支払いされた金額の確認が必要となりますので、全額の領収書を必ず持参してください。

特定保健指導を

今年度、特定健康診査または城陽市国保の人間ドックを受診した

実施中

また、保健センターで健康相談(要予約)や訪問指導も実施しています。特定保健指導に該当しない人でもお気軽にご相談ください。

還付金詐欺にご注意ください!

市職員や日本年金機構職員などを名乗り、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。

不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。

- ①慌てず、本人や関係行政機関に連絡する
 - ②振り込む前に家族に相談する
 - ③ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う
- ※不審な電話がかかってきたら、次の関係機関にお問い合わせください。

消費生活センター ☎(56)4052
城陽警察署 ☎(53)0110

所得のない人も申告を

所得税や市・府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付していますので、必ず3月31日(金)までに申告してください。

第三者行為は届出を

交通事故などが原因で(第三者行為といいますが)ケガや病気になった時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国保加入・喪失の手続き

他の健康保険から国保に加入する場合や、国保から他の健康保険に加入した場合は、なるべく早く国保医療課にお届けください。

国保に加入する場合は、他の健康保険の資格喪失後14日以内に届出が無いと、届出日からしか保険の給付が受けられません。また、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼって(最長2年)国保料を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

国保から他の健康保険に加入した場合も必ずお届けください。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。

他の健康保険への加入後に国保の被保険者証を使用し医療機関にかかると、国保で負担した費用を全額返還していただくこととなります。

国民健康保険への届出は14日以内!!

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	はんこ、身分証明書
職場の健康保険をやめたとき	はんこ、職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	はんこ、被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれたとき	はんこ、被保険者証、母子健康手帳または出生証明書
生活保護を受けなくなったとき	はんこ、保護廃止決定通知書
外国人の方が入るとき	在留カード
他の市区町村へ転出するとき	はんこ、被保険者証
職場の健康保険に入ったとき	はんこ、国保と職場の健康保険の両方の被保険者証(未交付のときは加入したことを証明するもの)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	はんこ、被保険者証
国保の被保険者が死亡したとき	はんこ、被保険者証、保護開始決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	はんこ、被保険者証、保護開始決定通知書
外国人の方がやめるとき	被保険者証、在留カード
市内で住所が変わったとき	はんこ、被保険者証
世帯主や氏名が変わったとき	はんこ、被保険者証
世帯主や氏名が変わったとき	はんこ、被保険者証、在学証明書(学生証)
修学のため、別に住所を定めたとき	はんこ、身分証明書(汚れたときは使えなくなった被保険者証も)